



国民健康保険税の保険税軽減範囲が変わります

問 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)

国民健康保険被保険者間での保険税負担の公平性の確保および中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、平成31年度から国民健康保険税条例の一部を改正しました。

※平成31年度は、令和元年度に読み替えをお願いします。

① 課税限度額の改正

国民健康保険税の課税限度額が以下のとおり変更になりました。

国民健康保険税課税限度額 (※介護分は40歳以上65歳未満の被保険者に課税されます。)

	平成30年度(改正前)	→	平成31年度(改正後)	変更内容
基礎課税額(医療分)	58万円	→	61万円	3万円増
後期高齢者支援金等課税額(支援分)	19万円	→	19万円	変更なし
介護納付金課税額(介護分)	16万円	→	16万円	変更なし
計	93万円	→	96万円	3万円増

② 保険税軽減範囲の改正

低所得者の国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられました。

軽減判定所得

	平成30年度(改正前)	→	平成31年度(改正後)
7割軽減	33万円以下	→	33万円以下(変更なし)
5割軽減	【33万円+27.5万円×被保険者数】以下	→	【33万円+28万円×被保険者数】以下
2割軽減	【33万円+50万円×被保険者数】以下	→	【33万円+51万円×被保険者数】以下



6月23日から29日は「男女共同参画週間」です

問 まちづくり課 ☎ 932-1153(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線345)

6月23日から6月29日までの一週間は男女共同参画週間です。

男女共同参画週間は、男女がお互いの人権を尊重しながら、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、理解を深める機会として設けられています。

男女共同参画社会を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。

この機会に、私たちのまわりの男女のパートナーシップについて考えてみませんか？



国民健康保険税納税通知書を発送します

問 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)

平成31年度の国民健康保険税額が決定しましたので、納税通知書を6月中旬に世帯主様宛てに発送します。

国民健康保険(国保)制度は、いざというときに安心して医療を受けることができるように、加入者の皆さんが互いに助け合う制度で、国の社会保障制度の一環です。

国保税は、期限内に納付をお願いします。

※納税通知書に記載されている「平成31年度」は、「令和元年度」に読み替えをお願いします。

低所得者に対する軽減

世帯の総所得が一定額以下の場合は、均等割額と平等割額を7割・5割・2割と三段階で軽減する仕組みになっています。

軽減における注意事項

- 世帯の加入者の中に未申告者がいる場合は、軽減措置は受けられません。
- 軽減判定には、国保に加入していない世帯主の所得も含まれます。
- 国保から後期高齢者医療に移行した人の人数や所得も含まれます。

国保税の変更

次の場合、国保税が変更されることがあります(税額は月割で計算)。

- 社会保険などへの加入・離脱により国保の資格を取得・喪失したとき。社会保険などに加入された場合は、須恵町国民健康保険喪失の手続きが必要です。
- 出生・死亡や世帯合併・分離などで国保の資格を取得・喪失したとき。
- 修正申告などによる所得額変更があったとき。
- 40歳になり介護分保険税に該当したとき。

※国保の資格を取得した場合や介護分の該当になったときは、その取得月から、また、国保を離脱したときは離脱した月の前月までで月割計算します。

※年度内に65歳になる人(介護保険第1号保険者として介護保険制度に加入)の介護分保険税や、75歳になる人(後期高齢者医療制度に加入)の国保税はあらかじめそれぞれの制度加入月の前月までの月割で計算されています。

8月からの被保険者証の交付について

令和元年8月1日から有効の被保険者証を世帯主様宛に6月下旬から簡易書留で郵送します。

ただし、7月2日から8月1日の間に70歳になる被保険者の皆さんには、「70歳到達予定者のための医療制度説明会」で配布します。

70歳以上75歳未満の被保険者の皆さんへ

8月から「被保険者証」と「高齢受給者証」が一体化します

70歳以上の被保険者の皆さんに対して交付されていた「高齢受給者証」が、8月1日以降は被保険者証と一体となります。被保険者証内に「2割」または「3割」の表記がありますので、70歳以上の被保険者の皆さんは、令和元年8月以降の負担割合のご確認をお願いいたします。

なお、この負担割合は、平成30年中の所得により判定しています。